

11月9日(火)～15日(月)

## 全国一斉 秋の火災予防運動を実施します

問合せ 埼玉東部消防組合 杉戸消防署  
管理指導課 指導担当 ☎ (33) 6010

## 全国統一防火標語 「おうち時間 家族で点検 火の始末」

11月9日(火)から15日(月)までの間、秋の火災予防運動が実施されます。火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防の意識を高め、火災の発生を防止することを目的としています。

この機会に皆さん一人ひとりがご自身の防火意識を見直すとともに、かけがえのない命や財産を失わないよう、タバコの後始末やストーブ、ガスコンロなど、火気の使用には十分注意しましょう。

## 【住宅用火災警報器の設置・維持管理】

住宅用火災警報器は、火災発生時の逃げ遅れによる犠牲者をなくすため、全ての住宅への設置が義務付けられています。まだ設置がお済みでないご家庭は、早急に設置をお願いします。

また、設置がお済みのご家庭では、定期的に点検・清掃をしていただき、おおむね10年を目安に警報器の交換をお勧めします。動作確認を行った約2%で電池切れや故障が確認されています。

## ★調査にご協力ください★

住宅用火災警報器の設置状況等の調査のため、無作為に抽出したご家庭を消防職員が訪問し、聞き取り調査を行います。ご協力をお願いします。

実施期間 11月1日(月)～30日(火)

地域の安心・安全をサポート！  
杉戸町消防団員を募集します

問合せ くらし安全課 消防・防災担当 内線288

町では、随時、新規消防団員を募集しています。

消防団員は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、普段は自分の仕事や学業を持ちながら、地域の安心・安全を守るために活動しています。

杉戸町消防団では、会社員、自営業者、主婦、学生等、職種や年齢、性別を問わず、様々な人たちが在籍し、それぞれの経験や知識を活かして活躍しています。

火災や台風等の災害時はもとより、住民に対する防火指導、応急手当等の普及啓発活動など、地域に住む皆さんの「安心・安全のサポート」のために、ぜひ参加してみませんか？杉戸町消防団に興味のある方は、担当までお問合せください。

応募資格 町内在住または在勤の方で満18歳以上の方 優遇等 ①杉戸町消防団条例に基づき、年報酬、出動手当を支給

活動内容 ②火災予防運動における消防広報活動 ③活動服、靴等の貸与

選考方法 ③公務災害補償、退職報償金、表彰等の制度あり

応募方法 くらし安全課 消防・防災担当までご連絡ください。

## ～被害者も加害者も出さない社会をめざして～

## 11月25日(木)～12月1日(水)は犯罪被害者週間です

犯罪被害者相談センターでは、犯罪や交通事故などの被害による心の悩みや精神的不安に関する相談を受け付けています。こちらで話された内容が他人に漏れることはあります。不安なことや悩みを相談してみませんか。

相談日 月～金曜日 8時30分～17時15分（祝日・年末年始を除く）

相談電話番号 ☎ 0120 (38) 1858 ※電話相談・面談相談どちらも可

杉戸町都市計画マスタープランの改定(案)及び  
杉戸町立地適正化計画(案)について説明会を開催します

町では、まちづくりの基本方針である「都市計画マスタープラン」の改定と、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク\*を実現するための「立地適正化計画」を策定します。

つきましては、これらの計画について、説明会を開催します。

日時 11月20日(土) 13時30分～15時（受付13時～）（予定）

場所 すぎとピア 多目的ホール

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります。

※事前の申込は不要です。

問合せ 都市施設整備課 都市計画整備担当 内線375

\*コンパクトシティ・プラス・ネットワーク  
医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり

みなさんのご意見をお寄せください

## パブリックコメントを実施します

## 杉戸町都市計画マスタープランの改定(案)及び杉戸町立地適正化計画(案)

「杉戸町都市計画マスタープラン」の改定及び「杉戸町立地適正化計画」を策定します。

実施期間 11月24日(木)～12月23日(木)

閲覧場所 都市施設整備課窓口、行政情報コーナー（本庁舎1階）、すぎとピア、各公民館、生涯学習センター、エコ・スปオイズミ、杉戸深輪産業団地地区センター、高野農村センター（閉庁時間帯、閉館日を除く）

提出先・問合せ ☎ 345-8502 杉戸町清地2-9-29 杉戸町役場 建築課 開発建築指導担当 内線375  
FAX (33) 2958、✉ toshishisetsu@town.sugito.lg.jp

## 都市計画法第34条第12号区域指定

都市計画法第34条第12号に基づき商業施設が立地できる区域の指定を予定します。



場所 区域 大字下高野2372番 ほか15筆  
面積 約1.4ヘクタール

実施期間 11月1日(月)～30日(火)

閲覧場所 建築課窓口、行政情報コーナー（本庁舎1階）、すぎとピア、各公民館、生涯学習センター、エコ・スپオイズミ、杉戸深輪産業団地地区センター、高野農村センター（閉庁時間帯、閉館日を除く）

提出先・問合せ ☎ 345-8502 杉戸町清地2-9-29 杉戸町役場 建築課 開発建築指導担当 内線345  
FAX (33) 2958、✉ kenchiku@town.sugito.lg.jp

## 杉戸町健康増進計画・食育推進計画(素案)

健康寿命の延伸を目標に町民の生涯を通じた健康づくりを実現するため、杉戸町健康増進計画・食育推進計画を策定します。

実施期間 11月25日(木)～12月24日(金)

閲覧場所 保健センター、行政情報コーナー（本庁舎1階）、すぎとピア、各公民館、生涯学習センター、エコ・スپオイズミ、杉戸深輪産業団地地区センター、高野農村センター（閉庁時間帯、閉館日を除く）

提出先・問合せ ☎ 345-0024 杉戸町大字堤根4745-1 杉戸町 健康支援課（保健センター） 健康づくり担当  
☎ (34) 1188、FAX (34) 1176、✉ kenkoshien@town.sugito.lg.jp

## 【共通事項】

## ■ご意見の提出方法

- 上記閲覧場所に備え付けの「意見提出用紙」にご記入のうえ、氏名・住所・電話番号を明記して、直接意見回収箱に投函してください。
  - 郵送・FAX・電子メールの場合には、提出先へご提出ください。
  - 町ホームページによるパブリックコメント受付フォーム（QRコード）からもお寄せいただけます。
- ※電話等による口頭でのご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

## ■ご意見の取り扱い

- ご意見は必要に応じて反映させていただきます。
- ご意見の個別回答や書類等の返却はしませんのでご了承ください。
- 意見募集結果の公表に際し、ご意見の内容以外（氏名・住所・電話番号）は公表しません。

※各パブリックコメントの詳細は、町ホームページからもご覧いただけます。